

専決処分の報告について

令和 7 年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 7 年 1 月 21 日 提 出
燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 佐野 大輔